

○和光市雨水浸透施設設置費補助金交付要綱

平成27年5月1日

告示第92号

改正 令和3年2月15日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の湧水等の保全及び地下水の涵養を図るため、住宅の敷地内に雨水浸透施設を設置する者に対し、予算の範囲内において雨水浸透施設設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則(昭和38年規則第8号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水浸透ます 掘削した溝に砕石を充填し、その中に浸透孔を有するますを設置することにより、集水した雨水を砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設で、別表に定める要件を満たすものをいう。

(2) 雨水浸透トレンチ 掘削した溝に砕石を充填し、その中に透水管を設置することにより、集水した雨水を導き砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設で、別表に定める要件を満たすものをいう。

(3) 雨水浸透施設 雨水浸透ます又は雨水浸透トレンチをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有し、又は新たに市内に住所を定めようとする者であること。

(2) 設置した雨水浸透施設を常に良好な状態に維持管理できること。

(3) 市税等を完納していること。

(対象雨水浸透施設)

第4条 補助金の交付の対象は、市内の既存の一戸建ての住宅(店舗等との併用住宅を含む。)の敷地内に新たに設置される雨水浸透施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場所に設置される雨水浸透施設は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 雨水浸透施設が既に設置されている住宅の敷地
- (2) 法人又は事業者が所有する住宅の敷地
- (3) 和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）第16条第1項に規定する開発行為等又は第48条の2に規定する小規模開発行為等の区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項に規定する区域
- (5) 埼玉県河川砂防課が発行する埼玉県浸透能力マップに定める浸透対策に適さない地域
- (6) 住宅の敷地内の法面、よう壁等の安全性が損なわれるおそれがある場所
- (7) 地下水の汚染その他自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある場所  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、雨水浸透施設の設置に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和光市雨水浸透施設設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 雨水浸透施設の設置に要する費用の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し
- (2) 雨水浸透施設の配置図
- (3) 次項に規定する設置工事の着手前の現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、雨水浸透施設を設置する工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日の14日前の日又は当該設置工事が完了する予定の日の属する年度の3月1日のいずれか早い日（この項において「申請期限日」という。）までに行わな

なければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、申請期限日を変更することができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市雨水浸透施設設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、和光市雨水浸透施設設置費補助金交付申請事項変更承認申請書（様式第3号）に変更事項を証する書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、和光市雨水浸透施設設置費補助金交付申請事項変更承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（中止の届出）

第9条 交付決定者は、雨水浸透施設の設置を中止したときは、速やかにその旨を和光市雨水浸透施設設置中止届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、設置工事が完了した日から起算して30日以内の日又は当該設置工事が完了した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、和光市雨水浸透施設設置費補助金請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に補助金を請求しなければならない。

- （1） 雨水浸透施設の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- （2） 雨水浸透施設に係る竣工図
- （3） 設置工事に係る記録写真
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、和光市雨水浸透施設設置費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該請求をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による届出をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示に違反したとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項第2号又は第3号に該当することになったときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第29号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

施設	要件
雨水浸透ます	(1) 側面及び底面に浸透孔等を有するますとその周囲の充填材から構成されていること。 (2) ますの内側の側面及び底面の面積の合計が0.5平方メートル以上あること。 (3) 充填材には単粒度砕石を用い、厚さは側面を10センチメートル以上、底面を15センチメートル以上とすること。 (4) フィルター層として、充填材の下部に5センチメートル以上の砂層を設けること。 (5) ますの底面及び充填材の周囲に透水シートを設置すること。
雨水浸透トレンチ	(1) 透水管(有孔管、ポーラス管又はこれらと同等の浸透性を有する管)とその周囲の充填材から構成されていること。 (2) 透水管は、雨水浸透ますと連結されたものとし、かつ、雨水を有効に地中へ浸透させる施設とすること。 (3) 透水管には管径100ミリメートル以上のものを用いること。

- (4) 充填材には単粒度碎石を用い、厚さは上部及び側部を10センチメートル以上、下部を15センチメートル以上とすること。
- (5) フィルター層として、充填材の下部に5センチメートル以上の砂層を設けること。
- (6) 透水管及び充填材の周囲に透水シートを設置すること。